

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月8日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第3号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表京北農業委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)